

全役員・従業員のみなさまのための 全木連生命共済

中型グループ共済

災害保障特約付団体定期保険

意向確認のお願い

お申込みにあたっては、本資料をご覧ください。保障内容・保険金額・掛金等がご自身のご意向にあっているか必ずご確認ください。

この制度の内容・特色

- 1 この制度は、組合員・役員・従業員のみなさまとご家族の生活保障を目的としています。
- 2 病気死亡・災害死亡はもとより、不慮の事故による入院および身体の障がいを保障します。
- 3 簡単な手続きでご加入いただけます。（健康状態についての告知が必要です。）
- 4 掛金のお支払いは、取扱金融機関の口座より自動的に振替えます。
- 5 1年ごとに当団体のみで収支計算を行い、剰余が生じたときは配当金としてお支払いします。（収支計算の結果、配当金が0となる年度もありえます。）
- 6 掛金は、損金または必要経費に算入できます。
（法人税基本通達9-3-5・9-3-6の2、所得税基本通達36-31の2、所得税法第37条・第76条）

法人の場合

法人が役員・従業員のために負担した掛金は、全額損金に算入できます。（なお、その掛金は役員・従業員の所得税の対象になりません。）

個人事業主の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は、全額必要経費に算入できます。（なお、その掛金は従業員の所得税の対象になりません。）

個人事業主がご自身で加入された場合

個人事業主がご自身のために負担された掛金（生計を一にする親族分を含む）は、災害保障特約部分の保険料および制度運営費を除いた額が生命保険料控除の対象となります。

※記載の税務取扱は、2022年3月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

全国木材協同組合連合会

協賛 一般社団法人 全国木材組合連合会